

## 世田谷区広報紙の集合住宅への配置に関する要綱

平成28年9月1日

28世広第96号

### (目的)

第1条 この要綱は、集合住宅の所有者等の協力を得て集合住宅の共用部分に広報紙を配置し、当該集合住宅の入居者に広報紙を提供するサービス（以下「集合住宅広報紙提供サービス」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広報紙 世田谷区広報発行規程（昭和40年4月世田谷区訓令甲第13号）第1条に規定する世田谷区広報をいう。

(2) 集合住宅の所有者等 集合住宅の所有者若しくは管理者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体の代表者をいう。

### (申込み等)

第3条 区長は、集合住宅広報紙提供サービスを希望する集合住宅の所有者等があるときは、その者に広報紙送付申込書（第1号様式。次項において「申込書」という。）を提出させるものとする。

2 区長は、申込書の提出があった場合において集合住宅広報紙提供サービスの実施を決定したときは、その旨を広報紙送付開始のご案内（第2号様式）により当該申込書を提出した者に通知するものとする。

### (開始時期等)

第4条 区長は、前条第2項の規定により集合住宅広報紙提供サービスの実施を決定したときは、当該集合住宅広報紙提供サービスの実施を決定した日からおおむね1箇月後に、当該決定に係る集合住宅への広報紙の送付（以下「広報紙の送付」という。）を開始するものとする。

2 広報紙の送付の宛て先は、集合住宅の所有者等が指定する集合住宅の管理人室その他の場所とする。

3 広報紙の送付に要する費用は、区の負担とする。

( 終了時期 )

第 5 条 区長は、集合住宅の所有者等の申出があったときは、当該申出のあった日からおおむね 1 箇月後に広報紙の送付を終了するものとする。次のいずれかに該当するときも同様とする。

- ( 1 ) 配置された広報紙の多くが集合住宅の入居者に提供されていないとき。
- ( 2 ) 配置された広報紙が適切に管理されていないとき。
- ( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、集合住宅広報紙提供サービスを継続することが適当でないときと認めるとき。

( 調査 )

第 6 条 区長は、年 1 回、集合住宅広報紙提供サービスの実施の決定を受けた所有者等に対し、広報紙の配置及び提供の状況についてアンケート調査を実施するものとする。

2 区長は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、職員に広報紙の配置及び提供の状況を調査させるものとする。

3 前項の職員は、同項の規定による調査をするときは、集合住宅の所有者等の協力を得るようにしなければならない。

( 委任 )

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 ( 令和 3 年 3 月 3 1 日 2 世広第 4 4 9 号 )

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。